

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年9月25日
【届出者の氏名又は名称】	ブルーホライゾン合同会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区西新橋一丁目2番9号 EPコンサルティングサービス内
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	03(6438)4222
【事務連絡者氏名】	岩元龍彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ブルーホライゾン合同会社 (東京都港区西新橋一丁目2番9号 EPコンサルティングサービス内) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ブルーホライゾン合同会社をいい、「対象者」とは、ニッシン債権回収株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年8月30日に提出いたしました公開買付届出書の記載事項及びその添付書類である平成24年8月30日付公開買付開始公告の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第1項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

第3 公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

1 株券等の所有状況

(1) 公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計

(3) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）

(4) 特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）

所有株券等の数

公開買付届出書の添付書類

平成24年8月30日付公開買付開始公告

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第 1 【公開買付要項】

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】
 (訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	307,780
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(個)(d)	1,404,660
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(個)(g)	2,165
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(j)	1,712,440
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	17.97
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(307,780株)に係る議決権の数です。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(g)」は、特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、特別関係者が所有する株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(g)」を分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(j)」は、対象者の第12期第1四半期報告書(平成24年8月14日提出)記載の総株主等の議決権の数です。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(訂正後)

区分	議決権の数
----	-------

買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	307,780
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(個)(d)	1,404,660
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(個)(g)	2,168
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(個)(j)	1,712,440
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	17.97
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(307,780株)に係る議決権の数です。

(注2)「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(g)」は、特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。なお、特別関係者が所有する株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(g)」を分子に加算しております。

(注3)「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年6月30日現在)(j)」は、対象者の第12期第1四半期報告書(平成24年8月14日提出)記載の総株主等の議決権の数です。

(注4)「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(訂正前)

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,407,557(個)	- (個)	- (個)

新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1,407,557	-	-
所有株券等の合計数	<u>1,407,557</u>	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注)上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数732個を含めています。

(訂正後)

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	1,407,557(個)	3(個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	1,407,557	3	-
所有株券等の合計数	<u>1,407,560</u>	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注)上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数732個を含めています。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(訂正前)

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,897(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2,897	-	-
所有株券等の合計数	<u>2,897</u>	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注)上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数732個を含めています。

(訂正後)

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,897 (個)	3 (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	2,897	3	-
所有株券等の合計数	2,900	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 上記の所有株券等の合計数には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数732個を含めています。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【所有株券等の数】

(訂正前)

森泉 浩一

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	624 (個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-
合計	624	-	-
所有株券等の合計数	624	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 森泉浩一氏は小規模所有者に該当いたしますので、同人の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(g)」に含めておりません。

山口 達也

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,165 (個)	2 (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券 ()	-	-	-
株券等預託証券 ()	-	-	-

合計	2,165	-	-
所有株券等の合計数	2,165	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

<後略>

(訂正後)
 森泉 浩一

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	624(個)	- (個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	624	-	-
所有株券等の合計数	624	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注1) 森泉浩一氏は、ニッシン債権回収役員持株会における持分に相当する対象者普通株式0.905999株(小数第7位以下切り捨て。)を保有しておりますが、議決権の数が1個に満たないため、上記の所有する株券等の数には含まれておりません。

(注2) 森泉浩一氏は小規模所有者に該当いたしますので、同人の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年8月30日現在)(g)」に含めておりません。

山口 達也

(平成24年8月30日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	2,165(個)	3(個)	- (個)
新株予約権証券	-	-	-
新株予約権付社債券	-	-	-
株券等信託受益証券()	-	-	-
株券等預託証券()	-	-	-
合計	2,165	3	-
所有株券等の合計数	2,168	-	-
(所有潜在株券等の合計数)	(-)	-	-

(注) 山口達也氏は、ニッシン債権回収役員持株会の理事長として、当該持株会規程上、会員から信託された株式に係る議決権を行使することとされているため(但し、会員は、各自の持分に相当する株式の議決権の行使に関し、理事長に対して特別の指示を与えることができるものとされています。)、上記の所有株券等の合計数には、ニッシン債権回収役員持株会が所有する株券等に係る議決権の数3個が含まれております。(なお、当該株券等には、当該持株会の会員としての山口達也氏の持分に係る対象者普通株式0.356062株(小数第7位

以下切り捨て。)も含まれております。)

< 後略 >

公開買付届出書の添付書類
平成24年8月30日付公開買付開始公告

2. 公開買付けの内容

(7) 公告日における公開買付者の所有に係る株券等の株券等所有割合及び公告日における特別関係者の株券等所有割合並びにこれらの合計

(訂正前)

公開買付者 82.03% 特別関係者 0.13% 合計 82.15%

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、特別関係者(但し、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数(2,165個)を分子として計算しております。

(訂正後)

公開買付者 82.03% 特別関係者 0.13% 合計 82.15%

(注) 「公告日における特別関係者の株券等所有割合」は、特別関係者(但し、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数(2,168個)を分子として計算しております。